

# 一厚生労働省、日本年金機構一

## 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

指摘の背景となった損害賠償金の受領状況等を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事案に係る調整の対象となる年金支給額(支出) 19億4929万円

### 1 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務の概要

厚生労働省は、厚生年金保険法等に基づき、被保険者の老齢、障害又は死亡に関し、被保険者又はその遺族(被保険者等)に対して、老齢厚生年金等の年金給付を行っている。このうち、年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が第三者の行為によって生じたものであって、当該損害を被った被保険者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合(第三者行為事故)については、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときには、国はその損害賠償額を限度として年金の支給停止ができることとされている。また、年金の支給停止期間を定めるためには、損害賠償金の総額及びその内訳(慰謝料等)並びに医療費等実支出額を把握する必要がある。

日本年金機構は、同省の監督の下で、同省から委任又は委託を受けて、第三者行為事故に係る年金支給と損害賠償との調整に関する事務を行っている。そして、機構は、事務処理要領に基づき、受給権者に対して、年金の申請時に、第三者行為事故状況届の提出を求めた上で、損害賠償金の総額及びその内訳が確認できる資料、医療費等実支出額の領収証書等(確認書類)の提出を求めるとされている。また、機構は、受給権者に対して確認書類の提出を勧奨するために、照会、再照会及び督促を実施することとされており、さらに、最終督促を実施した上で、これに応じなかった受給権者については、職権による支給停止を実施することができることとされている。さらに、機構は、受給権者から同意書を得た上で、損害保険会社等に対して確認書類の提出を依頼することができることとされている。

また、機構は、受給権者が損害賠償を受けた場合には、既に支給した年金に係る月数を含めて支給停止期間を設定し、既に支給した年金に係る月数を除いた残りの期間について年金の支給停止を行うとともに、既に支給した年金については、厚生年金保険法等に基づき、年金の内払とみなしてその後に支払う年金から差引調整すること(内払調整)などにより返還を求めるとなっている。

さらに、既に支給した年金に係る返還請求権については、受給権者が第三者から損害賠償を受けた日の翌日から5年を経過した場合に消滅時効が成立するため、消滅時効が成立した場合、機構は、内払調整等により年金の支給と損害賠償との調整を行うことができなくなったものとして処理(不該当処理)することとなっている。

### 2 本院の検査結果

第三者行為事故を契機として障害厚生年金等を受給している受給権者について、平成29年度末現在において年金の支給停止等の処理が行われていない事案(未処理事案)のうち、照会后5か月以上経過しても回答がない事案2,655件及び28、29両年度において不該当処理を行った事案807件を対象として厚生労働本省及び機構本部において検査したところ、次の事態が見受けられた((1)ア、イ及び(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) 督促等の手続に長期間を要していたり、同意書を取得できていなかったりして、損害賠償金の受領状況等を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態

ア 督促等の手続に長期間を要しており、損害賠償金の受領状況等を把握できていない事態

事務処理要領において、再照会、督促、最終督促及び職権による支給停止については、具体的な事務手続は定められていない。未処理事案2,655件について、照会、再照会及び督促の実施状況をみたところ、再照会及び督促に長期間を要しており、事務処理要領に定められた

照会、再照会及び督促の回答期限等を単純に通算すると、第三者行為事故状況届の受付からおおむね12か月経過した後に督促の実施に至ることになるが、その2倍となる24か月(2年)以上を経過しているのに照会、再照会及び督促しか実施していない事案が967件(調整の対象となる年金支給額計14億0171万円)見受けられた。また、督促を実施した事案についても、最終督促や職権による支給停止は実施されていなかった。さらに、上記967件の中には、既に支給した年金の返還請求権について消滅時効が成立していると思料される事案が7件(調整の対象となる年金支給額計1646万円)含まれていた。

イ 損害賠償金を受領したことは把握できているものの、受給権者から同意書を取得できていないため損害保険会社等に確認書類の提出を求めることができず、損害賠償金の総額やその内訳を把握できていない事態

前記の2,655件について、確認書類の提出状況をみると、機構において、損害賠償金を受領したことを把握できているにもかかわらず、受給権者から同意書の提出を受けていないため、損害保険会社等に対して確認書類の提出を求めることができている事案が345件(調整の対象となる年金支給額計4億2202万円)見受けられた。

(2) 損害賠償金の受領状況は把握できているものの、医療費等実支出額を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態

機構が支給停止期間を定めるために必要な医療費等実支出額は、受給権者から報告を受けられない限り把握することができない。

前記の2,655件の未処理事案について、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整状況を見ると、機構が照会や同意書等に基づいて損害賠償金の総額及びその内訳を把握できているものの、医療費等実支出額について受給権者から回答がないため、支給停止期間を定めることができていない事案が50件(調整の対象となる年金支給額計6308万円)見受けられた。また、前記の不該当処理が行われた事案807件について、同様に、医療費等実支出額について受給権者から回答がないため、年金の支給停止期間を定めることができなかった事案が126件(調整の対象となる年金支給額計2億3216万円)見受けられた。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見及び要求する改善の処置

機構において、第三者行為事故に係る損害について、督促等の手続に長期間を要している事案について、速やかに次の段階の手続をとるよう是正の処置を要求するとともに、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め並びに意見を表示し及び改善の処置を要求する。

ア 機構において、再照会、督促、最終督促及び職権による支給停止について具体的な手続を事務処理要領に定めるとともに、当該事務処理要領に基づき、再照会等を適切に行うよう担当部局に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 機構において、受給権者から同意書を第三者行為事故状況届と併せて提出させるなど、年金の支給開始前に同意書を取得する手続を整備することなどについて検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

ウ 機構において、損害賠償金の受領が明らかになっているにもかかわらず、医療費等実支出額について受給権者が回答しない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うなどの手続を整備することについて検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

エ 同省において、機構における第三者行為事故に係る年金の支給停止等の事務が適切に実施されるよう、アからウまでについて、機構に対して必要な指導監督を行うこと(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)